

山口県土地利用基本計画書

平成30年(2018年)3月

山 口 県

目 次

はじめに	1
1 県土の利用に関する基本構想	2
(1) 県土利用の現況	2
(2) 県土利用をめぐる基本的条件の変化	2
(3) 本計画が取り組むべき課題	3
(4) 県土利用の基本方針	5
(5) 地域類型別の県土利用の基本方向	8
(6) 利用区分別の県土利用の基本方向	10
2 必要な措置の概要	15
(1) 土地利用関連法制等の適切な運用	15
(2) 県土の保全と安全性の確保	15
(3) 持続可能な県土の管理	16
(4) 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保	17
(5) 土地の有効利用の促進	18
(6) 土地利用転換の適正化	19
(7) 県土に関する調査の推進	20
(8) 計画の効果的な推進	20
(9) 多様な主体の参画による県土管理の推進	20
3 土地利用の原則	21
(1) 都市地域	21
(2) 農業地域	22
(3) 森林地域	22
(4) 自然公園地域	23
(5) 自然保全地域	23
4 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針	24
(1) 都市地域と農業地域とが重複する地域	24
(2) 都市地域と森林地域とが重複する地域	24
(3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域	24
(4) 都市地域と自然保全地域とが重複する地域	25
(5) 農業地域と森林地域とが重複する地域	25
(6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域	25
(7) 農業地域と自然保全地域とが重複する地域	25
(8) 森林地域と自然公園地域とが重複する地域	25
(9) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域	25
おわりに	26

はじめに

(趣旨)

山口県土地利用基本計画（以下「本計画」という。）は、山口県の区域について、土地利用の総合的かつ基本的な方向付けを行うとともに、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）、森林法、自然公園法、自然環境保全法等の個別規制法に基づく諸計画を総合的に調整し、適正かつ合理的な土地利用を図る計画として、国土利用計画法第9条の規定に基づき、国の定める「国土利用計画（全国計画）」を基本として策定する。

国においては、「適切な国土管理を実現する国土利用」、「自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する国土利用」、「安全・安心を実現する国土利用」を基本方針とする「第五次国土利用計画（全国計画）」が平成27年(2015年)8月に閣議決定された。これは、国土利用計画の役割において、従来期待されていた無秩序な開発に歯止めをかけるなどの「土地需要の量的調整」機能から、人口減少下において国土を適切に管理し、荒廃を防ぐなどの「国土利用の質的向上」を図る側面が重要となってきたことを踏まえたものである。

このたび、本県においても、こうした土地利用を巡る状況変化に的確に対応するため、本計画を定める。

(計画の役割等)

人口減少や土地の利用価値の低減等に伴う県土管理水準の低下が大きな課題となる中、今後は、人口減少下における県土の利用・管理のあり方を見出していくとともに、開発圧力が低減する機会をとらえ、自然環境の再生・活用や安全な土地利用の推進等により、より安全で豊かな県土を実現していくことが、本計画の大きな役割となる。

本計画は、県土を適正に利用するための総合的な計画として、時代の要請に応え、限られた資源である県土の総合的かつ計画的な利用を通じて、県土の安全性を高め、持続可能で豊かな県土を形成する県土利用を目指す。

1 県土の利用に関する基本構想

(1) 県土利用の現況

本州最西端に位置する本県は、アジア大陸に近接し、古くから大陸との交流の門戸を担うとともに、本州と九州をつなぐ交通の結節点となっている。

東側に広島都市圏、西側に北九州都市圏・福岡都市圏という大都市圏に隣接し、活発な交流が行われている一方、中核となる都市がなく、中小都市が分散する都市構造となっている。

中国山地が東西に走り、全体として丘陵性の山地が広く散在し、山陽と山陰という二つの異なった顔を持ち、山陽沿岸部では臨海工業地帯が形成される一方、瀬戸内海国立公園、秋吉台国定公園、北長門海岸国定公園、西中国山地国定公園等に代表される、豊かで美しい自然環境に恵まれている。

また、三方が海に開け、海岸線の延長は約 1,500 km と全国 6 番目の長さで変化に富み、有人離島数が全国 4 番目の 21 島あるなど、海との強い関わりがある。

平成 27 年(2015 年)における県土面積は約 6,112 km²で、全国 22 番目の広さである。全国平均(67%)と比べ、森林面積の割合が大きく(72%)、生活や生産活動の主な舞台である平地が乏しい。また、都市と農山漁村が近接し、中山間地域が県土面積の約 7 割と大きな部分を占めている。

(2) 県土利用をめぐる基本的条件の変化

今後の県土の利用を計画するに当たっては、県土利用をめぐる次のような基本的条件の変化を考慮する必要がある。

本県は、全国より速いスピードで人口減少が進行しており、新たな機能の集積等により一部の地域では今後も一定程度、土地需要が増加することも想定されるが、全体として土地需要は減少し、県土の利用が様々な形で縮小していくことが想定される。その結果、県土管理水準の低下や非効率な土地利用の増大等が懸念されることから、今後の県土利用においては、本格的な人口減少社会における県土の適切な利用・管理のあり方を構築していくことが重要となる。

また、自然環境については、開発圧力が減少する機会をとらえ、その保全・再生を図るとともに、再生可能な資源・エネルギーの供給や防災・減災、生活環境の改善等、自然が持つ多様な機能を積極的に評価し、地域における持続可能で豊かな生活を実現する基盤として、経済社会的な観点からもその保全と活用を図ることが重要となる。

さらに、近年、相次いで大雨等による被害が発生し、近い将来、南海トラフを震源とする地震や津波の発生も懸念される中、県土の安全性への要請は高まっている。人口減少は開発圧力の低下等を通じて空間的な余裕を生み出す側面もあるため、中長期の観点から計画的、戦略的に、より安全で持続可能な県土利用を実現することも重要となる。

(3) 本計画が取り組むべき課題

県土利用をめぐる基本的条件の変化を踏まえ、本計画が取り組むべき課題は次のとおりである。

ア 人口減少による県土管理水準等の低下

本県の総人口は昭和60年(1985年)をピークに減少し続け、今後数十年にわたり人口減少が継続すると見込まれている。また、若年人口や生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加が進むとともに、人口の地域的な偏在も進展している。

都市においては、市街地における人口密度の低下や中心市街地の空洞化が進行するとともに、低・未利用地や空き家等が増加しており、土地利用の効率の低下が懸念される。

中山間地域等では、農地の転用に加え、高齢の農業就業者の離農等による農地の荒廃により、農地面積が減少するとともに、農地の管理水準の低下も懸念されており、農業就業者の高齢化が進む中、営農等の効率化のため、担い手への農地の集積・集約を進めていくことも課題である。

林業・木材産業においては、長期にわたって木材価格が下落するなど厳しい状況にあり、一部に必要な施業が行われない森林も見られる。

県土管理水準の低下や都市化の進展などの県土利用の変化は、水源かん養機能の低下や雨水の地下浸透量の減少等を通じて、水の循環にも大きな影響を与える。

また、空洞化が進む市街地や高齢化が著しい山村では、地籍調査が困難となりつつあり、土地境界が不明確な状況では、土地の有効利用の妨げとなり得る。

さらに、より規模の大きい市等への人口移動が進む中で、過疎化が進む地域を中心に今後も所有者の所在の把握が難しい土地が増加することが想定され、円滑な土地利用に支障をきたすおそれがある。

このような問題は、既にその多くが顕在化しているが、対策を怠れば、今後、ますます状況が悪化するおそれがある。このため、本格的な人口減少社会においては、県土の適切な利用と管理を通じて県土を荒廃させない取組を進めていくことが重要な課題となる。

また、県民が豊かさを実感できる県土づくりを目指す観点から、生活や生産水準の維持・向上に結びつく土地の有効利用・高度利用を一層、推進していくことも必要である。

イ 自然環境と美しい景観等の悪化

人口減少は、開発圧力の減少等を通じて空間的余裕を生み出す面もあるため、この機会をとらえ、生物多様性の確保や自然環境の保全・再生を進めつつ、持続可能で豊かな暮らしを実現する県土利用を進めていく視点が重要である。この観点から、過去の開発や土地の変革により失われた良好な自然環境や生物の

多様性を再生していくことが大きな課題となる。

特に、一度開発された土地は、それまでの利用が放棄されても人為的な土地利用の影響が残ることから、その地域本来の生態系には戻らず、荒廃地等となる可能性がある。このような土地については、自然の生態系に戻す努力が必要となる。

加えて、今後、土地への働きかけの減少により、これまで人の手が入ることによって良好に管理されてきた里地里山等においては自然環境や景観の悪化、野生鳥獣被害の深刻化、一部の侵略的外来種の定着・拡大、さらには自然資源の管理や利活用に係る知恵や技術の喪失等が懸念される。

また、地球温暖化に伴う気候変動による自然環境の悪化や生物多様性の損失は、土壌の劣化や水質の悪化、植生の変化等を通じて、食料の安定供給、水源のかん養や県土保全など暮らしを支える生態系サービス（自然の恵み）に大きな影響を及ぼす。このため、食料やエネルギー資源の多くを海外に依存する現状において、生態系を保全し、人と自然が共生してきた里地里山等を持続的に利活用していくことは、バイオマス等の再生可能エネルギーの安定確保や健全な水循環の維持又は回復等を通じて持続的で豊かな暮らしを実現する観点からも重要である。また、自然生態系の有する防災・減災機能も活用することにより、持続可能かつ効果的・効率的な防災・減災対策を進めることが重要である。

さらに、これまで人と自然との関わりの中で育まれてきた景観や美しい農山漁村の集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間等を保全、再生、創出し、次世代に継承するとともに、これらを活用して地域の魅力を高めることは、地域固有の伝統や文化を継承しつつ個性ある地域を再生する観点からも重要である。

ウ 災害に対して脆弱な県土

本県は、平地が乏しく、地形が錯綜し、急傾斜地や急流の中小河川が多いという地域特性があることから、大雨による土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等の災害が発生する危険性が高くなっている。また、瀬戸内海沿岸では入り江、湾形の多い南向きの海岸であることから、台風による高潮、高波の被害を受けやすい傾向にある。さらに、今後、南海トラフ地震や県内活断層等による地震・津波災害の発生の可能性も想定される。

また、雨の降り方は、局地化・集中化・激甚化しており、さらに今後、地球温暖化に伴う気候変動により極端な降水がより強く、より頻繁となる可能性が非常に高いと予測されている。このため、水害、土砂災害が頻発化・激甚化することが懸念される。一方、無降水日数も増加することが予測されており、渇水が頻発化・長期化・深刻化することも懸念される。

こうしたことから、防災・減災対策の強化とともに、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、より安全な地域への諸機能や居住の誘導など、安全性を優先的に考慮する県土利用が重要である。

また、都市においては、諸機能の集中や土地の高度利用の進展など経済社会の高度化に伴う都市型水害等に対する脆弱性の増大や、地震時等に著しく危険な密集市街地への対応も重要な課題となるとともに、農山漁村においても、県土管理水準の低下に伴う県土保全機能の低下が懸念されている。

安全・安心は、すべての活動の基盤であることから、従来の防災・減災対策に加え、県土利用においても、災害が発生しても人命を守り、経済社会が致命的なダメージを受けず、被害を最小化し、すみやかに復旧・復興できる県土の構築を図るため、山口県国土強靱化地域計画を踏まえた国土強靱化の取組を進めていくことが必要である。

(4) 県土利用の基本方針

(3) で示した課題に取り組むため、本計画は、「適切な県土管理を実現する県土利用」、「自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用」、「安全・安心を実現する県土利用」の3つを基本方針とし、県土の安全性を高め持続可能で豊かな県土を形成する県土利用を目指す。

また、人口減少社会において、このような県土利用を実現するための方策についても、その考え方を示す。

ア 適切な県土管理を実現する県土利用

適切な県土管理を実現する県土利用については、都市において人口減少下でも増加している都市的土地利用において、地域の状況等も踏まえつつ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約化し、無秩序な郊外部への市街地の拡大を抑制する。

集約化する中心部では、低・未利用地や空き家を有効利用すること等により、市街地の活性化と土地利用の効率化を図る。一方、集約化する地域の外側では、低密度化が進むことから、これに応じた公共サービスのあり方や、公園、農地、森林等の整備及び自然環境の再生などの新たな土地利用等を勘案しつつ、地域の状況に応じた対応を進める。また、ひとつの地域だけでは十分な機能を備えることが難しい場合には、地域の状況を踏まえ、地域がネットワークで結ばれることによって必要な機能を楽しむ取組を進める。

農林業的土地利用については、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保し、県土保全等の多面的機能を持続的に発揮させるために良好な管理を行うとともに、農業の担い手への農地の集積・集約や、地域ぐるみの農地等の管理といった取組を進めることなどを通じて、荒廃農地の発生防止及び解消と効率的な利用を図る。

また、県土の保全、水源のかん養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める。

水循環については、都市的土地利用と農林業的土地利用、自然的土地利用を通じた、都市における雨水の貯留・かん養の推進や農地、森林の適切な管理な

ど、流域の総合的かつ一体的な管理等により、健全な水循環の維持又は回復を図る。

大規模太陽光発電施設などの再生可能エネルギー関連施設の設置に際しては、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮する。

なお、森林、原野等、農地、宅地等の相互の土地利用の転換については、人口減少下においても一定量が見込まれるが、転換後に復元することが困難なことに加え、生態系や健全な水循環、景観等にも影響を与えることから、土地利用の転換は慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要である。

さらに、土地の所有者が、所有地の良好な管理と有効利用に努めることを基本としつつ、所有者が管理・利用できない場合や所有者の所在の把握が難しい場合には、所有者以外の者の管理・利用を促進するなど、「所有から利用へ」の観点に立った方策を検討することも必要である。

イ 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用

自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用については、将来にわたり保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、気候変動による影響も考慮しつつ、自然環境の保全・再生を進め、森、里、川、海の連環による生態系ネットワークの形成を図り、県民の福利や地域づくりに資する形での活用を推進する。その際には、県土を形づくり、県民生活の基盤となる生物多様性の保全と持続を基本とする。

自然環境の活用については、持続可能で魅力ある県土づくりや地域づくりを進めるため、社会資本整備や土地利用において、自然環境の有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用したグリーンインフラなどの取組を推進する。

また、地域におけるバイオマス等の再生可能な資源やエネルギーの確保と循環的な利活用に努めるとともに、このような資源を生み出す里地里山等の良好な管理と資源の利活用に係る知恵や技術を継承する。さらに、自然公園などの自然資源や、農山漁村における緑豊かな環境、人と地域の自然との関わりの中で育まれた伝統や文化等を活かした観光や産品による雇用の創出及び経済循環を通じて、都市や農山漁村など、様々な地域間相互の対流を促進するとともに、地方への移住や「二地域居住」など都市から地方への人の流れの拡大を図る。

これらに加え、美しい農山漁村、集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間など、地域の個性ある美しい景観の保全、再生、創出を進めるとともに、これらを活用した魅力ある地域づくりを進める。あわせて、地球温暖化への対応や水環境の改善等の観点から健全な水循環を維持し、又は回復するための取組を進める。

その際、県土には希少種等を含む様々な野生生物が生息・生育していることを踏まえつつ、外来種対策、野生鳥獣被害対策の推進など、生物多様性の確保と人間活動の調和を図ることなどを通じ、生物多様性に関する取組を社会に浸

透させ、自然環境を保全・再生・活用する県土利用を進める。

ウ 安全・安心を実現する県土利用

安全・安心を実現する県土利用については、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの把握及び周知を図った上で、災害リスクの高い地域については、土地利用を適切に制限することが必要である。その際、規制の対象となる建築物の用途や構造が災害の特性や地域の状況等に即したものとなるよう配慮する。同時に、中長期的な視点から、高齢者施設等の要配慮者利用施設や災害時に重要な役割が期待される公共施設等について災害リスクの低い地域への立地を促すことにより、より安全な地域への居住を誘導する取組を進めることも重要である。

また、経済社会上、重要な役割を果たす諸機能の適正な配置やバックアップを推進するとともに、交通、エネルギーやライフライン等の多重性・代替性を確保する。その他、被害拡大の防止、仮置場などの復旧復興の備えとしてのオープンスペースの確保、農地の保全管理、森林やその他の生態系の持つ県土保全機能の向上など、地域レベルから県土レベルまでのそれぞれの段階における取組を通じて県土利用の面からも県土の安全性を総合的に高め、災害に強くしなやかな県土を構築する。

エ 複合的な施策の推進と県土の選択的な利用

このような取組を進めるに当たっては、今後、人口減少や財政制約が継続する中で、すべての土地について、これまでと同様に労力や費用を投下し、管理することは困難になることを想定しておく必要がある。特に、人為的に管理された土地は、放棄されれば自然に戻らず荒廃する可能性もあることから、県土を荒廃させない取組を進めていくことが一層重要となる。

県土の適切な管理は、県土保全、生物多様性の保全、健全な水循環の維持又は回復等を通じて、防災・減災や自然との共生等を促進する効果に加え、これらを通じた持続可能な地域づくりにも効果を発揮する。今後は、自然と調和した防災・減災の促進など、複合的な効果をもたらす施策を積極的に進め、県土に多面的な機能を発揮させることで、土地の利用価値を高め、人口減少下においても、県土の適切な管理を行っていくことが必要である。

また、適切な管理を続けることが困難な中山間地域の荒廃農地などの土地については、それぞれの地域の状況に応じて、管理コストを低減させる工夫とともに、放牧利用や森林などの新たな生産の場としての活用、棚田地域の保全整備など地域の美しい景観形成への活用、農作業ボランティア活動などによる都市農村交流の場としての活用など、新たな用途を見出すことで県土を荒廃させず、むしろ県民にとってプラスに働くような最適な県土利用を選択するよう努める。

オ 多様な主体の参画による県土管理

これらの取組は、国や県等が示す広域的な方針とともに、各地域を取り巻く自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえ、地域の発意と合意形成を基礎とする土地利用との総合的な調整の上に実現される。このため、地域住民や市町など、地域の様々な主体が自らの地域の土地利用や地域資源の管理のあり方等について検討するなど、地域主体の取組を促進することが重要である。

県土管理については、このような地域による取組を基本としつつ、県土の多面的な価値に応じた公による管理と合わせ、水資源や農林水産資源など良好な県土の恵みを楽しむ都市住民や民間企業等の多様な主体の参画を進める。

急激な人口減少下においては、将来的には無居住化する地域が拡大することも想定されることから、県民一人ひとりが県土に関心を持ち、その管理の一端を担う県民の参加による県土管理を進めていくことが、一層、重要となる。

(5) 地域類型別の県土利用の基本方向

県土の利用に当たっては、各土地利用を個別にとらえるだけでなく、複数の用途が複合する土地利用を地域類型としてとらえた土地利用の検討が重要であることから、代表的な地域類型として、都市、農山漁村及び自然維持地域の県土利用の基本方向を以下のとおりとする。なお、地域類型別の県土利用に当たっては、相互の関係性にかんがみ、相互の機能分担や対流といった地域類型間のつながりを双方向的に考慮することが重要である。

ア 都市

都市においては、人口減少下においても必要な都市機能を確保するとともに、むしろこの機会をとらえて環境負荷の少ない安全で暮らしやすい都市の形成を目指すことが重要である。このため、地域の状況等も踏まえつつ、都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約するとともに、郊外に拡大してきた市街地についても、集約するよう誘導していく。その際、低・未利用地や空き家等の有効利用などにより土地利用の効率化を図る。特に、空き家については、今後、大幅に増加する可能性が高いため、一層の有効利用を図る必要がある。

また、地域の合意を踏まえ、災害リスクの高い地域への都市化の抑制や既に主要な都市機能が災害リスクの高い場所に立地している場合は、耐震化等により安全性の向上を促進していくことに加え、災害時の避難場所及びオープンスペースの確保に配慮しつつ、より安全な地域に集約を図ることも重要である。集約化する地域の外側についても、公共サービスのあり方や土地利用等について地域の状況に応じた対応を行う。

これらの取組により、より安全で環境負荷の低いまちづくりを進めるとともに、中心市街地の活性化など、街のにぎわいを取り戻し、高齢化にも対応した歩いて暮らせるまちづくりなど、地域住民にとってもメリットを実感できるまちづくりを実現する。

さらに、集約化した都市間のネットワークを充実させることによって、拠点性を有する複数の都市や周辺の農山漁村の相互の機能分担や対流を促進することを通じ、効率的な土地利用を図る。新たな土地需要がある場合には、既存の低・未利用地の再利用を優先させる一方、農林業的土地利用、自然的土地利用からの転換は抑制する。

都市防災については、地震等に対して延焼危険性や避難困難性の高い密集市街地等や、豪雨等に対して浸水対策等が不十分な地下空間が依然として存在することから、安全性の向上の推進とともに、諸機能の分散配置やバックアップの整備、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、交通・エネルギー・ライフラインの多重性・代替性の確保等により、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造・県土構造の形成を図る。

また、健全な水循環の維持又は回復や資源・エネルギー利用の効率化等により、都市活動による環境への負荷の小さい都市の形成を図る。さらに、美しく良好なまちなみ景観の形成、豊かな居住環境の創出、緑地及び水辺空間による生態系ネットワークの形成等を通じた自然環境の保全・再生等により、美しくゆとりある環境の形成を図る。

イ 農山漁村

農山漁村は、生産と生活の場であるだけでなく、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など都市にとっても重要な多面的機能を有する。豊かな自然環境や美しい景観、水源のかん養など都市にとっても重要な様々な機能を有する。このため、農山漁村が県民共有の財産であるという認識の下、地域特性を踏まえた良好な生活環境を整備するとともに、6次産業化などによる農林水産物の高付加価値化や新たな木材需要の創出等を通じた農林水産業の成長産業化等によって雇用促進や所得向上を図り、総合的に就業機会を確保すること等により、健全な地域社会を築く。

急激な人口減少により生活サービス機能等の維持が困難になると見込まれる中山間地域等の集落地域においては、日常生活に必要な機能・サービスを拠点化するとともに、拠点と集落の間を公共交通などのネットワークで結ぶことにより、集落機能や日常生活を支え合う「やまぐち元気生活圏」（山口県版「小さな拠点」）の形成を進めることが有効である。

このような取組とともに、健全な水循環の維持又は回復、農業の担い手への農地の集積・集約、農地の良好な管理、野生鳥獣被害への対応、森林資源の循環利用や森林の適切な整備及び保全を進めること等により、農山漁村における集落を維持し、良好な県土管理を継続させるとともに美しい景観を保全・創出する。

同時に、長い歴史の中で農林業など人間の働きかけを通じて形成されてきた里地里山などの二次的自然に適応した野生生物の生息・生育環境を適切に維持管理するとともに、「田園回帰」の流れも踏まえつつ、都市との機能分担や地方

への移住・二地域居住などを含む共生・対流を促進する。

このような県土管理の取組は、農山漁村において地域資源と再生可能エネルギーを持続的に利活用する仕組みを構築することにもつながり、これにより、地域経済の活性化や災害リスクの低減、さらには災害時における被災地への食料供給等にも貢献することが期待される。

農地と宅地が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しつつ、農村地域の特性に応じた良好な生産及び生活環境の一体的な形成を進め、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。

ウ 自然維持地域

本県を代表する秋吉台国定公園をはじめ、高い価値を有する原生的な自然地域、野生生物の重要な生息・生育地及び優れた自然の風景地など、自然環境を保全、維持すべき地域については、都市や農山漁村を含めた生態系ネットワークの中核的な役割を果たすことから、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保し、自然環境が劣化している場合は再生を図ること等により、適正に保全する。その際、外来種の侵入や野生鳥獣被害等の防止に努めるとともに、自然環境データの整備等を総合的に図る。

また、適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を図るなど、都市や農山漁村との適切な関係の構築を通じて、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境の保全・再生・活用を進める。

(6) 利用区分別の県土利用の基本方向

利用区分別の県土利用の基本方向は以下のとおりとする。なお、各利用区分を個別にとらえるだけでなく、相互の関連性にも十分留意する必要がある。

ア 農地

農地は県民生活を支える食料等の生産基盤であることから、食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保を図る。また、不断の良好な管理を通じて、県土保全や自然環境保全等の農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るとともに、環境への負荷の低減に配慮した農業生産の推進を図る。その際、農業生産の効率を高め、安定した農業の担い手を確保するため、農地の大区画化等や農地中間管理機構等の活用による農地の集積・集約を推進するとともに、担い手に集中する水路等の管理を地域コミュニティで支える活動を支援する。

傾斜地が多い中山間地域などの農業生産条件が不利な地域では、地域ぐるみの農地等の管理に加え、他の地域の担い手が農地管理を行う「通り耕作」といった営農形態や棚田のオーナー制度や農作業ボランティア活動などによる都市農村間の交流など地域間の対流の促進による管理も含め、地域の状況に応じた

多様な主体による役割分担のあり方について検討する。

市街化区域内農地については、良好な都市環境の形成及び災害時の防災空間の確保や都市住民と農村の交流促進の観点からも、計画的な保全と利用を図る。

イ 森林

森林については、温室効果ガス吸収源対策、生物多様性保全への対応、国内外の木材の需給動向等を踏まえ、県土の保全、水源のかん養などに重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める。その際、森林経営計画制度の活用等を通じた所有者等による適切な森林の整備及び保全に加え、奥山等で手入れが行き届かないスギ・ヒノキ人工林など立地条件が悪い森林等においては、「やまぐち森林づくり県民税」の活用等、公的な関与による整備及び保全を推進する。さらに、企業など多様な主体による整備及び保全についても促進する。

また、戦後に植林した森林が本格的な利用期を迎えていることから、この機会をとらえ、将来にわたりその森林が多面的機能を発揮できるよう、公共建築物や民間住宅等での県産木材の利用促進や皆伐・再造林の促進等を通じた森林資源の循環利用や、森林の整備及び保全を推進する。

都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、積極的に緑地としての保全及び整備を図るとともに、農山漁村集落周辺の森林については、地域社会の活性化に加え多様な県民的要請に配慮しつつ、適正な利用を図る。さらに、原始的な森林や希少な野生生物が生息・生育する森林等自然環境の保全を図るべき森林については、その適正な維持・管理を図る。

ウ 原野等（原野及び採草放牧地）

原野等のうち、草原など野生生物の生息・生育地等貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とし、劣化している場合は再生を図る。

その他の原野及び採草放牧地については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図る。

エ 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、地域における安全性向上のための河川等の整備と適切な管理、より安定した水供給のための水資源開発、水力電源開発、農業用排水施設の整備等に要する用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。

また、水系は生態系ネットワークの重要な基軸となっていることを踏まえ、これらの整備に当たっては、河川の土砂供給や栄養塩類の循環、水質汚濁負荷など、流域の特性に応じた健全な水循環の維持又は回復等を通じ、自然環境の保全・再生に配慮するとともに、自然の水質浄化作用、野生生物の多様な生息・生育環境、魅力ある水辺空間、都市における貴重なオープンスペース及び熱環

境改善等多様な機能の維持・向上を図る。

オ 道路

道路のうち、一般道路については、地域間の対流を促進するとともに、災害時における輸送の多重性・代替性を確保し、県土の有効利用及び安全・安心な生活・生産基盤の整備を進めるため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の有効利用を図る。また、その整備に当たっては、道路の安全性、快適性や防災機能の向上に配慮するとともに、環境の保全にも十分配慮することとし、特に市街地においては、必要に応じて緑化を行うなど、良好な沿道環境の保全・創造に努める。

農道及び林道については、農林業の生産性向上並びに農地及び森林の適正な管理を図るため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて既存用地の持続的な利用を図る。農道及び林道の整備に当たっては、自然環境の保全に十分配慮する。

カ 住宅地

住宅地については、人口減少社会に対応した秩序ある市街地形成や豊かな住生活の実現の観点から、住宅周辺的生活関連施設の整備を計画的に進めながら、耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を図り、良好な居住環境を形成する。その際、地域の状況を踏まえつつ、都市の集約化に向けて居住を中心部や生活拠点等に誘導したり、災害リスクの高い地域での整備を適切に制限する。

住宅地の整備に際しては、今後、世帯数の減少が見込まれるため、土地利用の高度化、低・未利用地や空き家の有効利用及び既存住宅ストックの有効活用を優先し、農林業的土地利用、自然的土地利用からの転換は抑制しつつ、必要な用地を確保する。

キ 工業用地

工業用地については、グローバル化や情報化の進展等にとともなう工場の立地動向、産業・物流インフラの整備状況及び地域産業活性化の動向等を踏まえ、環境の保全等に配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。

また、工場移転や業種転換等にともなって生ずる工場跡地については、土壌汚染調査や対策を講じるとともに、良好な都市環境の整備等のため、有効利用を図る。さらに、工場内の緑地、水域やビオトープなどが希少な植物や水生生物等の生育・生息環境となっている場合もあるため、その保全に配慮するとともに、企業等による自主的な取組を促進する。

ク その他の宅地

その他の宅地については、市街地の再開発などによる土地利用の高度化、都

市の集約化に向けた諸施設の中心部や生活拠点等への集約、災害リスクの高い地域への立地抑制及び良好な環境の形成に配慮しつつ、事務所・店舗用地について、経済のソフト化・サービス化の進展等に対応して、必要な用地の確保を図る。

大規模集客施設の立地については、都市構造への広域的な影響や地域の景観との調和等を踏まえ、地域の判断を反映した適正な立地を確保する。

公共施設については、建て替えなどの機会をとらえ、地域の災害リスクに十分配慮しつつ、中心部等での立地を促進させることにより、災害時の機能を確保するとともに、より安全な地域への市街地の集約化を促進させる。

ケ その他（公用・公共用施設の用地）

以上のほか、文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設及び厚生福祉施設などの公用・公共用施設の用地については、県民生活上の重要性と県民ニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図る。

また、施設の整備に当たっては、耐災性の確保と災害時における施設の活用に配慮するとともに、施設の拡散を防ぐ観点から空き家・空店舗の再生利用や街なか立地に配慮する。

コ その他（低・未利用地）

低・未利用地のうち、工場跡地など、都市の低・未利用地は、居住用地や事業用地等として再利用を図るほか、公共用施設用地や避難地等の防災用地、自然再生のためのオープンスペース等、居住環境の向上や地域の活性化に資する観点から積極的な活用を図る。

農山漁村の荒廃農地は、作付・再生可能なものについては所有者等による適切な管理に加え、多様な主体の直接的・間接的な参加の促進等により、農地としての活用を積極的に図る。再生困難な荒廃農地については、それぞれの地域の状況に応じて森林等新たな生産の場としての活用や、自然環境の再生を含め農地以外への転換を推進する。

ゴルフ場等の比較的大規模な跡地は、森林への転換を進めるほか、周辺の自然環境や景観等への影響や災害リスク、地形等へ配慮しつつ、有効利用を図る。その際、近隣地域住民の生活環境と調和するよう、用途や撤退時の対応等を含め地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。

また、特にきらら浜については、引き続きその有効利用を図る。

サ その他（沿岸域）

沿岸域については、漁業、海上交通、レクリエーション等各種利用への多様な期待があることから、自然的・地域的特性及び経済的・社会的動向を踏まえ、海域と陸域との一体性に配慮しつつ、長期的かつ広域的な視点に立った総合的利用を図る。この場合、環境の保全と県民に開放された親水空間としての適正

な利用や津波・高潮等の災害リスクに配慮する。

また、沿岸域は、陸域と海域の相互作用により特有の生態系を有しているため、藻場・干潟などを含む浅海域や海岸等の自然環境の保全・再生により、沿岸域の有する生物多様性の確保を図るとともに良好な景観を保全・再生する。併せて、漂着ごみ対策、汚濁負荷対策を図り、また、漂流・海底ごみ対策の推進を図るよう努めるとともに、県土の保全と安全性の向上に資するため、海岸の保全を進める。

(7) 地方分権の進捗状況等への対応

今後の県土利用に当たっては、地方分権の進捗状況を十分に踏まえる必要がある。

2 必要な措置の概要

県土の利用は、本計画に基づき、公共の福祉を優先させるとともに、地域をとりまく自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえて総合的かつ計画的に進める必要がある。

このため、土地の所有者は、良好な土地管理と有効な土地利用に努めるとともに、国や県等は、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策を実施する。なお、本計画は、国、県、市町などの公的主体に加え、地域住民や民間企業、NPO、学術研究者などの多様な主体の活動により実現される。以下に掲げる措置は、それら多様な主体の参画と、各主体間の適切な役割分担に基づき実施されるものである。

(1) 土地利用関連法制等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用並びに、国土利用計画（全国計画）や本計画など、土地利用に関する計画による土地利用の計画的な調整を通じ、適正な土地利用の確保と県土資源の適切な管理を図る。

本計画においては、地域が主体となった土地利用を推進するため基礎自治体である市町の意向を十分に踏まえるとともに、関係機関相互間の適切な調整を図ることにより、土地利用の総合調整を積極的に行う。

(2) 県土の保全と安全性の確保

ア 県土の保全と安全性の確保のため、自然災害への対応として、流域内の土地利用との調和、生態系の有する多様な機能の活用等にも配慮した治水施設等の整備を通じ、より安全な県土利用への誘導を図るとともに、県土を保全する施設の整備と維持管理を推進する。

また、より安全な地域への居住等の誘導に向け、災害リスクの高い地域の把握、公表を積極的に行うとともに、地域の状況等を踏まえつつ、災害リスクの低い地域への公共施設等の立地による誘導や、関係法令に基づいた土地利用制限を行う規制区域の指定を促進する。加えて、主体的な避難を促進する観点から、ハザードマップの作成、配布や防災教育の体系的な実施、避難訓練等を推進する。

さらに、渇水等に備えるためにも、水の効率的な利用と有効利用、水インフラ（河川管理施設、水力発電施設、農業水利施設、工業用水道施設、水道施設、下水道施設等）の適切かつ戦略的な維持管理・更新や安定した水資源の確保のための総合的な対策を推進する。

イ 森林の持つ県土保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、適切な保育、間伐などの森林整備を推進するとともに、山地災害の発生の危険性が高い地区の的確な把握に努め、保安林の適切な指定・管理や治山施設の整備等を推進する。その際、流域保全の観点からの関係機関との連携や地域における避

難体制の整備などのソフト対策との連携を通じた効果的な事業の実施を図る。

ウ 中枢管理機能やライフライン等の安全性を高めるため、代替機能や各種データ等のバックアップ体制の整備等を推進するとともに、基幹的交通、エネルギー供給拠点、電力供給ネットワーク、通信ネットワーク及び上下水道等の多重性・代替性の確保を図る。また、広域的な連携を進めること等により、県土レベルでの多重性・代替性を確保する。

エ 都市における安全性を高めるため、市街地等において、地下空間に対する河川や内水の氾濫防止対策、津波による甚大な被害が想定される地域における拠点市街地等の整備、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、住宅・建築物、上下水道等の耐震化、災害時の業務継続に必要なエネルギーの自立化・多重化、及び道路における無電柱化などの対策を進める。

(3) 持続可能な県土の管理

ア 都市の集約化に向け、地域の状況に応じ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住の都市中心部や生活拠点等への誘導等を推進する。また、高齢者等の移動手段が確保されたまちづくりを進めるとともに、公共交通機関の再生・活性化等によるネットワークの整備を行う。生活サービス機能等の維持が困難と見込まれる中山間地域等の集落地域においては、「やまぐち元気生活圏」（山口県版「小さな拠点」）の形成を推進するため、地域の状況に応じ、日常生活に必要な機能・サービスを拠点化するとともに、拠点と集落の間を公共交通などのネットワークで結ぶ取組を進める。

イ 食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保するとともに県土保全等の多面的機能を発揮させるため、農業の担い手の育成・確保と営農等の効率化に向けて農地の大区画化等の農業生産基盤の整備や農地中間管理機構等を活用した農地の集積・集約を推進するとともに、担い手に集中する水路等の管理を地域コミュニティで支える活動を支援する。また、利用度の低い農地について、農地のリース方式による企業の農業参入や、不作付地の解消、裏作作付の積極的拡大等、有効利用を図るために必要な措置を講ずる。さらに、農業の雇用促進と6次産業化などによる農林水産物の高付加価値化の取組等を支援する。

ウ 持続可能な森林管理のため、公共施設や民間住宅等の建築物での県産木材の利用促進やエネルギー分野への活用促進等による木材需要の拡大、施業集約化の加速化や地域の状況に応じた路網整備等による県産木材の安定的かつ効率的な供給体制の構築並びに再生林、間伐等の森林の適切な整備及び保全等を通じ、林業の成長産業化を進める。

エ 健全な水循環の維持又は回復のため、関係者の連携による流域の総合的かつ一体的な管理、貯留・かん養機能の維持及び向上、安定した水供給・排水の確保、持続可能な地下水の保全と利用の促進、地球温暖化に伴う気候変動への対応、水環境の改善等の施策を総合的かつ一体的に進める。

オ 海岸の保全を図るため、海岸浸食対策や下流への土砂供給など山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組の推進等を通じて、土砂の移動等により形成される美しい山河や白砂青松の海岸の保全・再生を図る。土砂採取に当たっては、環境・景観保全や経済社会活動等に配慮しつつ適切に行う。

カ 美しく魅力あるまちなみ景観や水辺空間の保全・再生・創出、地域の歴史や文化に根ざし自然環境と調和した良好な景観の維持・形成を図る。また、歴史的風土の保存を図るため開発行為等の規制を行う。

(4) 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保

ア 高い価値を有する自然環境については、強い行為規制等により保全を図る。野生生物の生息・生育、自然景観、希少性などの観点からみて優れている自然については、行為規制等により適正な保全を図る。二次的自然については、適切な農林水産業活動、民間・NPO等による保全活動の促進や支援、必要な施設の整備等を通じて自然環境の維持・形成を図る。自然が劣化・減少した地域については、自然の再生・創出により質的向上や量的確保を図る。

イ 県土には希少種等を含む様々な野生生物が生息・生育していることも踏まえ、その生息・生育する自然環境の保全だけでなく、土地利用においても、土地所有者や事業者等による、希少種等の野生生物の保護を図るための自主的な取組を推進する。

ウ 森・里・川・海の連環による生態系ネットワークの形成のため、流域レベルや地域レベルなど空間的なまとまりやつながりに着目した生態系の保全・再生を進める。また、生物多様性に関する新たな知見やフィールド検証等も踏まえながら、人口減少に伴い利用されなくなった土地等についても自然環境の再生を含めた活用を行う。

エ 自然環境及び生物多様性に関しては、地球温暖化の影響も念頭にしながら、その保全を進めるために必要な生息・生育状況等の調査研究や保全対策に必要な基礎資料の整備等の取組を適切に進める。

オ 自然条件や災害の発生状況、土地利用の状況など、各地域の特性を踏まえつ

つ、自然生態系が有する防災・減災機能を活用した防災・減災対策を推進する。

カ 国立・国定公園等の優れた自然の風景地や地域固有の自然生態系、自然に根ざした地域の文化は、観光資源としても極めて高い価値を有している。このため、これらの地域資源を活用したテーマツーリズムの推進等により、観光をはじめとした地域産業の振興を図る。

キ 野生鳥獣による被害防止のため、侵入防止柵等の整備や鳥獣の保護・管理を行う人材育成等を推進する。また、侵略的外来種の定着、拡大を防ぐため、特定外来生物の県内での生息・生育状況等の把握、外来種が引き起こす悪影響や被害防止対策についての普及啓発活動、地域や事業者との連携・協働による効果的・効率的な防除に努める。

ク ヒートアイランド現象や地球温暖化等への対策を加速させるため、複数施設等への効率的なエネルギーの供給、太陽光・バイオマス等の再生可能エネルギーの面的導入、都市における緑地・水面等の効率的な配置など環境負荷の小さな土地利用を図る。また、森林整備等の森林吸収源対策の着実な実施に取り組む。さらに、公共交通機関の整備・利用促進や円滑な交通体系の構築、低炭素型物流体系の形成などを進める。

ケ 県民の健康の保護及び生活環境の保全のため、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、悪臭等に対して引き続き対策を行う。住宅地周辺においては、工場・事業所等からの騒音、悪臭等による県民の生活環境への影響に配慮した計画及び操業とすることを推進する。特に、閉鎖性水域に流入する流域において、水質保全に資するよう、生活排水や工場・事業場排水等の点源負荷及び市街地、農地等からの面源負荷の削減対策や適切な栄養塩類濃度を維持する管理など、総合的な水質改善対策を推進し、健全な水循環の構築を図る。

コ 循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を一層進める等、持続可能な資源利用を推進する。また、発生した廃棄物の適正な処理を行うための広域的・総合的なシステムを形成するため、環境の保全に十分配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。さらに廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止と適切かつ迅速な原状回復に努める。

（５）土地の有効利用の促進

ア 市街地における低・未利用地及び空き家等を含む既存住宅ストック等の有効利用を図る。特に、空き家等については、所在地の把握や所有者の特定など実態を把握した上で、空き家バンク等による所有者と入居希望者とのマッチングや空き家等を居住環境の改善及び地域の活性化に資する施設等に改修するなど

利活用を促進する。また、倒壊等の著しい危険がある空き家等については、除却等の措置を進める。改修や除却については、支援措置を充実させていくことも重要である。あわせて、住宅の長寿命化や中古住宅の市場整備等を推進すること等により、既存住宅ストックの有効活用を進める。

イ 道路については、公共・公益施設の共同溝への収容や無電柱化、既存道路空間の再配分などにより、道路空間の有効利用を図るとともに、特に市街地においては、必要に応じて緑化を行うなど、良好な道路景観の形成を図る。

ウ 工業用地については、高度情報通信インフラ、研究開発インフラ、産業・物流インフラ等の戦略的かつ総合的な整備を促進することにより、グローバル化への対応や産業の高付加価値化等を図るとともに、ニーズの見通しに基づいた工業用地の整備に努める。その際、地域社会との調和及び公害防止の充実を図る。また、既存の工業団地のうち未分譲のものや工場跡地等の有効利用を促進する。

エ より規模の大きい市等への人口移動が進む中で、過疎化が進む地域を中心に、今後も所有者の所在の把握が難しい土地が増加することが想定され、土地の円滑な利活用に支障をきたすおそれもあるため、その増加の防止や円滑な利活用等に向けた現場の対応を支援するための方策を総合的に検討する。

(6) 土地利用転換の適正化

ア 土地利用の転換を図る場合には、転換後に復元することが困難であること及び影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件等を勘案して適正に行うこととする。また、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案する必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講ずる。特に、人口減少下にも関わらず農林業的土地利用、自然的土地利用から都市的土地利用への転換が依然として続いている一方、都市の低・未利用地や空き家等が増加していることにかんがみ、これらの有効活用を通じて、自然的土地利用等からの転換を抑制する。

イ 大規模な土地利用の転換については、その影響が広範に及ぶため、周辺地域も含めて事前に十分な調査を行い、県土の保全、安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用を図る。また、地域住民の意向等地域の状況を踏まえるとともに、市町の基本構想など地域づくりの総合的な計画、公共施設整備の整備や公共サービスの供給計画等との整合を図る。

ウ 農地等の農林業的土地利用と宅地等の都市的土地利用が無秩序に混在する

地域または混在が予測される地域においては、必要な土地利用のまとまりを確保することなどにより、農地や宅地等相互の土地利用の調和を図る。また、土地利用規制の観点からみて無秩序な施設立地等の問題が生じている地域において、土地利用関連制度の的確な運用等を通じ、地域の環境を保全しつつ地域の状況に応じた総合的かつ計画的な土地利用を図る。

(7) 県土に関する調査の推進

県土の科学的かつ総合的な把握を一層充実するため、国土調査、土地基本調査及び自然環境保全基礎調査等、県土に関する基礎的な調査を推進するとともに、その総合的な利用を図る。

特に、地籍整備の実施による土地境界の明確化は、事前防災や被災後の復旧・復興の迅速化を始めとして、土地取引、民間開発・県土基盤整備の円滑化等に大きく貢献し、極めて重要な取組であることから、地籍調査の主な実施主体である市町は、第6次国土調査事業十箇年計画で示された目標事業量に基づく毎年度の事業計画に従って地籍調査を行っているところであり、県も、市町への財政支援等を通じ、地籍調査の計画的な実施を推進する。これに加えて、国と連携しながら、南海トラフ地震等の被災想定地域における地籍整備を重点的に実施するほか、山村では世代交代の際に境界情報が十分に継承されないことなどを背景に境界確認に必要な情報が喪失しつつあるため、山村における地籍整備の効率的な実施等に取り組む。

また、希少種を始めとする生物の分布情報は、自然環境を保全・再生する県土利用の促進において重要な情報であるため、様々な主体による調査結果を集約することなどにより、分布情報等の整備を図る。

さらに、県民による県土への理解を促し、計画の総合性及び実効性を高めるため、調査結果の普及及び啓発を図る。

(8) 計画の効果的な推進

計画の推進等に当たっては、各種の指標等を活用し、県土利用をとりまく状況や県土利用の現況等の変化及びこれらの分析を通じて計画推進上の課題を把握するとともに、国、市町、その他関係機関等と適切に連携を図り、計画がその目的を達するよう効果的な施策を講じる。

(9) 多様な主体の参画による県土管理の推進

県土の適切な管理に向けて、所有者等による適切な管理、国や県、市町による公的な役割に加え、地域住民、企業、NPO、行政、他地域の住民など多様な主体が、森林づくり活動、河川・湖沼環境の保全活動、農地の保全管理活動等に参画するほか、地元農産品や地域材製品の購入、緑化活動に対する寄付等、様々な方法により県土の適切な管理に参画する取組を推進する。

3 土地利用の原則

土地利用は、土地利用基本計画図に図示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域ごとに、それぞれ次の原則に従って適正に行われなければならない。

なお、五地域のいずれにも属さない地域においては、当該地域の特性及び周辺地域との関連等を考慮して適正な土地利用を図るものとする。

(1) 都市地域

都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域である。

都市地域の土地利用については、人口減少・高齢化への対応や環境負荷の少ない社会の実現などを目指し、良好な都市環境の確保、形成及び機能的な都市基盤の整備等に配慮しつつ、集約型都市構造の考え方も視野に入れながら、既成市街地の整備を推進し、市街化区域（都市計画法第7条第1項による市街化区域をいう。以下同じ。）又は用途地域（都市計画法第8条第1項第1号による用途地域をいう。以下同じ。）において、今後新たに必要とされる宅地を計画的に確保・整備することを基本とする。

この場合、既存の低・未利用地の再利用を優先させる一方、農林業的土地利用、自然的土地利用からの転換は抑制することを基本とする。

ア 市街化区域においては、安全性、快適性、利便性等に十分配慮した市街地の開発、交通体系の整備、上下水道その他の都市施設の整備を計画的に推進する。

また、市街化区域内の農地については、良好な都市環境の形成、災害時の防災空間の確保等の観点からも、計画的な保全と利用を図る。当該区域内の樹林地、水辺地等自然環境を形成しているもので、良好な生活環境を維持するため不可欠なものについては、積極的に保護、育成を図るものとする。

イ 市街化調整区域（都市計画法第7条第1項による市街化調整区域をいう。以下同じ。）においては、特定の場合を除き、都市的な利用を避け、良好な都市環境を保存するための緑地等の保全を図るものとする。

ウ 市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域における用途地域内の土地利用については、市街化区域における土地利用に準ずるものとし、用途地域以外の都市地域においては、土地利用の動向を踏まえ、環境の保全及び農林地の保全に留意しつつ、適正な土地利用を図るものとする。

(2) 農業地域

農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域である。

農業地域の土地利用については、農用地が食糧供給源として県民の最も基礎的な土地資源であるとともに、良好な生活環境や自然環境の構成要素であることにかんがみ、現況農用地は極力その保全と有効利用を図る。また、県土の有効利用、生産性の向上等の見地から農用地区域（農振法第8条第2項第1号による農用地等として利用すべき土地の区域をいう。以下同じ。）において今後新たに必要とされる農用地を計画的に確保、整備するものとする。

荒廃農地については、県土の有効利用や環境保全の観点から、農用地としての活用を基本とするが、自然的・経済的に農用地としての回復が困難なものについては、周辺土地利用との調整を図りながら、森林など農用地以外の活用を図る。

ア 農用地区域内の土地は、農業生産の基盤として確保されるべき土地であることにかんがみ、土地改良、農用地造成等の農業基盤の整備を計画的に推進するとともに、他用途への転用は行わないものとする。

イ 農用地区域を除く農業地域内の農地等については、都市計画等農業以外の土地利用計画との調整を終了した場合には、その転用は極力調整された計画等を尊重し、農業生産力の高い農地、集団的に存在している農地又は農業に対する公共投資の対象となった農地（以下「優良農地」という。）は、極力他用途への転用を避けるものとする。農業以外の土地利用計画の存しない地域においては、優良農地の転用は原則として行わないものとする。

(3) 森林地域

森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域である。

森林地域の土地利用については、森林が木材生産等の経済的機能を持つとともに、県土保全、水源かん養、保健休養、自然環境の保全等の公益的機能を通じて県民生活に大きく寄与していることにかんがみ、必要な森林の確保を図るとともに、森林の有する諸機能が最高度に発揮されるようその整備、保全を図るものとする。

ア 保安林（森林法第25条第1項並びに第25条の2第1項及び第2項による保安林をいう。以下同じ。）については、国土保全、水源かん養、生活環境の保全等の諸機能の積極的な維持増進を図るべきものであることにかんがみ、適正な管理を行うとともに他用途への転用は原則として行わないものとする。

イ 保安林以外の森林地域については、経済的機能及び公益的機能の維持増進を

図るものとし、林地の保全に特に留意すべき森林、施業方法を特定されている森林、水源として依存度の高い森林、優良人工造林地又はこれに準ずる天然林等の機能の高い森林については、極力他用途への転用を避けるものとする。

なお、森林を他用途へ転用する場合には森林の保続培養と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化等の支障をきたさないよう十分考慮するものとする。

(4) 自然公園地域

自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域である。

自然公園地域の土地利用については、自然公園が優れた自然の風景地であり、その利用を通じて県民の保健、休養及び教化に資するものであることにかんがみ、優れた自然の保護とその適正な利用を図るものとする。

ア 特別保護地区（自然公園法第21条第1項による特別保護地区をいう。）については、その設定の趣旨に即して、景観の厳正な維持を図るものとする。

イ 特別地域（上記アの特別保護地区を除く自然公園法第20条第1項又は第73条第1項による特別地域をいう。以下同じ。）については、その風致の維持を図るべきものであることにかんがみ、都市的利用、農業的利用等を行うための開発行為は極力避けるものとする。

ウ その他の自然公園地域においては、都市的利用又は農業的利用を行うための大規模な開発、その他自然公園としての風景地の保護に支障をきたすおそれのある土地利用は、極力避けるものとする。

(5) 自然保全地域

自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域である。

自然保全地域の土地利用については、自然環境が人間の健康的で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、広く県民がその恵沢を享受するとともに、将来の県民に自然環境を継承することができるよう、積極的に保全を図るものとする。

ア 特別地区（自然環境保全法第25条第1項又は第46条第1項による特別地区をいう。以下同じ。）においては、その指定の趣旨にかんがみ、特定の自然環境の状況に対応した適正な保全を図るものとする。

イ その他の自然保全地域においては、原則として土地の利用目的を変更しないものとする。

4 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域又は自然保全地域のうちの2地域が重複している地域においては、次に掲げる調整指導方針に即し、また3以上の地域が重複する地域においては、次に掲げる調整指導方針におけるそれぞれの関係からみた優先順位、指導の方向等を考慮して、適正かつ合理的な土地利用を図るものとする。

(1) 都市地域と農業地域とが重複する地域

ア 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域とが重複する場合
農用地としての利用を優先するものとする。

イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域以外の農業地域とが重複する場合

土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。

(2) 都市地域と森林地域とが重複する地域

ア 都市地域と保安林の区域とが重複する場合
保安林としての利用を優先するものとする。

イ 市街化区域及び用途地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
原則として、都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努めるものとする。

ウ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合

森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用を認めるものとする。

(3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域

ア 市街化区域及び用途地域と自然公園地域とが重複する場合
自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら、都市的な利用を図っていくものとする。

イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地域とが重複する場合
自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。

ウ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合

両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

(4) 都市地域と自然保全地域とが重複する地域

- ア 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地区とが重複する場合
自然環境としての保全を優先するものとする。
- イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合
両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

(5) 農業地域と森林地域とが重複する地域

- ア 農業地域と保安林の区域とが重複する場合
保安林としての利用を優先するものとする。
- イ 農用地区域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
原則として、農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認めるものとする。
- ウ 農用地区域以外の農業地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとする。

(6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域

- ア 農業地域と特別地域とが重複する場合
自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。
- イ 農業地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合
両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

(7) 農業地域と自然保全地域とが重複する地域

- ア 農業地域と特別地区とが重複する場合
自然環境としての保全を優先するものとする。
- イ 農業地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合
両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

(8) 森林地域と自然公園地域とが重複する地域

- 両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

(9) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域

- 両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

おわりに

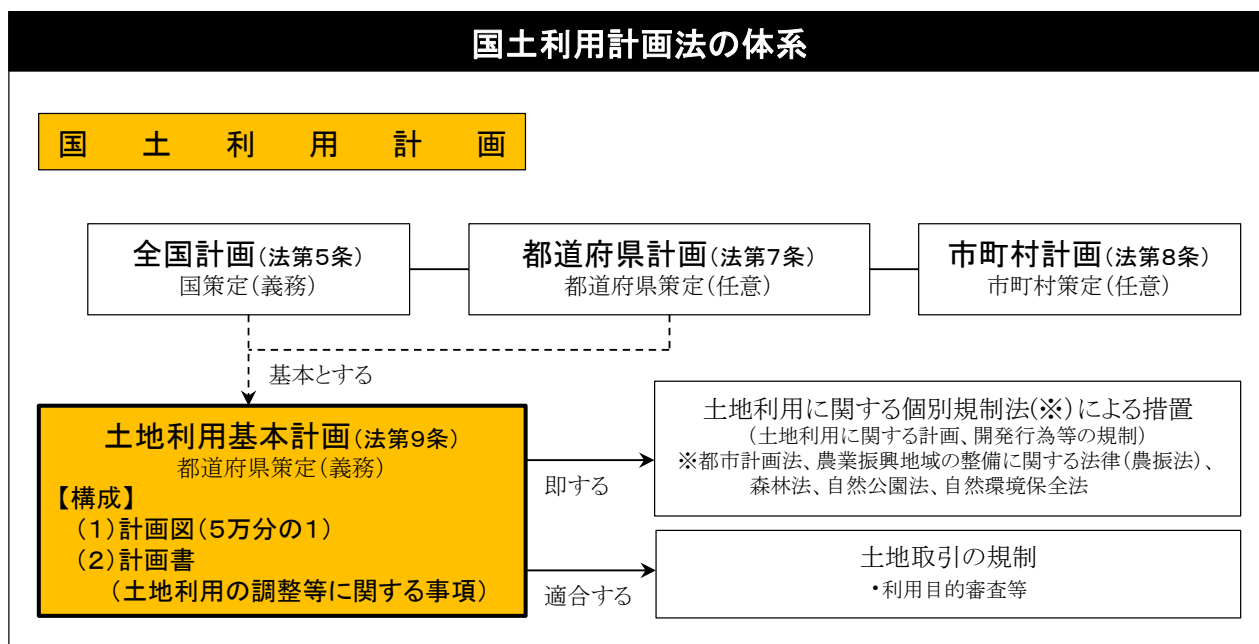
本計画では、「適切な県土管理を実現する県土利用」、「自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用」、「安全・安心を実現する県土利用」の3つの基本方針を示しているが、これらを実現するために必要な土地利用の転換には数十年単位の期間を要する場合も多いことから、長期的な見通しの上に地域の合意形成を進めるなど、長期の視点から取り組んでいくことが求められる。

また、人口減少下で、これらを実現していくためには、土地利用や県土管理の手法等について新たな知見が必要となることが想定されることから、本計画を具体化するための手法や様々な主体の役割等については、国の取組等を踏まえながら、検討を進めていくこととする。

【参考1】本計画における土地の利用区分の定義

利用区分	定義
農地	農地法第2条第1項に定める農地
森林	森林法にいう国有林及び民有林
原野等	農地法第2条第1項に定める採草放牧地等
水面・河川・水路	水面：湖沼（人造湖及び天然湖沼）及びため池の満水時の水面 河川：河川法による一級河川、二級河川及び準用河川の河川区域 水路：農業用排水路
道路	一般道路、農道及び林道
宅地	建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地
住宅地	住宅用の土地
工業用地	工場生産を行うための土地
その他の宅地	住宅地、工業用地のいずれにも該当しない土地
その他 （公用・公共用施設の用地）	文教施設、公園緑地、厚生福祉施設、交通施設、防衛施設、官公署等公のために設けられた施設のための土地
その他 （低・未利用地）	土地利用がなされていないもの、又は個々の土地の立地条件に対して利用形態が社会的に必ずしも適切でないもの
その他 （沿岸域）	海岸線を挟み相互に密接な関連を有する沿岸の陸域と海域を一体として捉えた範囲

【参考2】土地利用基本計画の位置づけ



土地利用に関する計画等の体系(※主なもの)

土地利用基本計画	(5地域区分/ 個別規制法)	(国)			(県)			(市町村)		
		都市地域	農用地等の確保等に関する基本指針	全国森林計画	公園計画(国立・国定公園)	農用地等の確保等に関する基本指針	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	都市計画に関する基本方針	農業振興地域整備計画	地域森計画
土地利用基本計画	都市地域 都市計画法					都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	都市計画に関する基本方針			
	農業地域 農振法		農用地等の確保等に関する基本指針			農業振興地域整備基本方針	農業振興地域整備計画			
	森林地域 森林法			全国森林計画 地域別の森林計画(国有林)		地域森計画	市町村森林整備計画			
	自然公園地域 自然公園法			公園計画(国立・国定公園)						
	自然保全地域 自然環境保全法			自然環境保全基本方針						

■用語解説

No.		語句	解説
1	あ行	空き家バンク あきやばんく	地方公共団体等がウェブサイト等を活用して空き家情報を提供する制度。空き家の所有者が提供したい物件情報を登録し、空き家の提供を受けたい利用者が、それらの情報を閲覧することができる。
2		一般道路 いっぱんどうろ	道路法第2条第1項に定める道路。
3		沿岸域 えんがんいき	海岸線を挟み相互に密接な関連を有する沿岸の陸域と海域を一体として捉えた範囲。
4		オープンスペース おーぷんすぺーす	公園・広場・河川・農地など、建物によって覆われていない土地あるいは敷地内の空地の総称。
5		温室効果ガス おんしつこうがす	大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。代表的なものとしては、二酸化炭素、メタンなど。
6		温室効果ガス吸収源対策 おんしつこうがすきゅうしゅうげんたいさく	健全な森林整備等による森林吸収源対策、都市緑化の推進等の都市における吸収源対策等による温室効果ガスの吸収量を確保するための対策。
7	か行	開発圧力 かいはつあつりょく	急激な人口増加、あるいは無秩序に開発行為が行われることにより、市街地が拡大(市街化)する圧力のこと。
8		開発行為 かいはつこうい	主として、①建築物の建築、②第1種特定工作物(コンクリートプラント等)の建設、③第2種特定工作物(ゴルフコース、1ha以上の墓園等)の建設を目的とした「土地の区画形質の変更」をいう。
9		外来種 がいらいしゆ	国外又は国内から人為的(意図的又は非意図的)に導入されることにより、本来の分布域を超えて生息又は生育することとなる生物種。
10		通い耕作 かよいこうさく	居住する集落外あるいは地域外にある農地へ通って耕作(農地管理)する営農形態。この通い先の農地は、自分の所有農地である場合、他者から借りた農地である場合、他者から農作業を受託した農地である場合がある。
11		環境衛生施設 かんきょうえいせいしせつ	上水道施設、下水道施設、廃棄物処理施設、共同墓地及び火葬場をいう。
12		基幹的交通 きかんできこうつう	高規格幹線道路や地域高規格道路、高速鉄道をいう。
13		共同溝 きょうどうこう	生活に欠かせない、上下水道、ガス、電話・電力線などのライフラインをまとめて収容するため、道路管理者が道路の地下に設ける施設。
14		グリーンインフラ ぐリーんいんふら	社会資本整備、土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能(生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を活用し、持続可能で魅力ある県土づくりや地域づくりを進めるもの。
15		経済のソフト化 けいざいのそふと化	装置や施設(ハード)を主体とした追求から、その利用技術(ソフト)を主体とした追求へと経済社会活動の目的が移っていく流れ。
16		研究開発インフラ けんきゅうかいはついんふら	大学や試験研究機関などの研究開発施設や設備等のハードと、ソフトウェアやデータベースなどのソフトを一体的に捉えた基盤をいう。
17		原生的な自然 げんせいいてきなしぜん	人の活動による影響を受けたことのない自然又はかつて影響を受けたが現在はその影響がほとんど残っていない自然をいう。
18		健全な水循環 けんぜんなみずじゆんかん	水循環基本法における「人の活動及び環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環」(第2条第2項)をいう。
19		県土 けんど	土地、水、自然等の県土資源及びこれに人間が働きかけ形成した蓄積の総体をいう。なお、本計画では、海域は沿岸域までとしている。

No.		語句	解説
20		県土資源 けんどしげん	土地、水、自然等をいう。地表面そのもの又は地表面に展開し、人間にとって様々な価値をもたらす素材。
21		県土保全 けんどほぜん	急傾斜地の崩壊や土砂流失、地すべり、洪水による浸食、堆積、海岸浸食、公害及び鉱害による地盤地下など、主として地表面における物質移動による土地形状の変化を抑制又は停止させることをいう。
22		県土利用 けんどりよう	土地、水、自然という側面から見て、県土を利用すること。土地利用に比べ、水や動植物等の利用を含む、より広範な概念。
23		県土を保全する施設 けんどをほぜんするしせつ	治山施設、治水施設、砂防施設、海岸保全施設、急傾斜地崩壊対策施設、下水道施設等をいう。
24		公園緑地 こうえんりよくち	公園、緑地、運動場など、都市環境の改善と良好な都市環境の形成を図り、都市の健全な発達と住民の心身の健康の保持増進など健康で文化的な都市生活を確保するための土地。
25		公共・公益施設 こうきょう・こうえきしせつ	公共事業又は公益事業により供給される施設。なお、本計画の道路に関する記述に用いられる場合は、道路空間の有効利用を図る施設(電気、ガス、水道、下水道、電話、地下街等)を指す。
26		公用・公共用施設 こうよう・こうきょうようしせつ	文教施設、公園緑地、厚生福祉施設、交通施設、防衛施設、官公署等公のために設けられた施設。
27		工場の立地動向 こうじょうのりちちどうこう	工場の新規立地及び移転の動向。
28		厚生福祉施設 こうせいふくししせつ	病院、保健所、福祉事務所等国民の健康で幸福な生活に資する施設。
29		交通施設 こうつうしせつ	道路、鉄道、空港、港湾など、交通の用に供される施設。ただし、本計画の「その他」の利用区分で用いられる場合は道路を含まない。
30		高度情報通信インフラ こうどじょうほうつうしんいんふら	①光ファイバーや衛星通信をはじめとするネットワークインフラ、②①の上に展開し、現実の事務や業務を行うためのシステムやソフトウェア、データベースに蓄積されている情報資源、技術者やユーザー、③①及び②にかかる諸制度を一体的に捉えた基盤のこと。
31		荒廃農地 こうはいのうち	現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。
32		国土強靱化 こくどきょうじんか	「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」における事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりをいう。
33		国土調査 こくどちょうさ	国土調査法に基づき実施される、①地籍調査、②土地分類調査、③水調査、④①～③の基礎とするために行われる調査をいう。
34	さ行	サービス化 さーびすか	経済社会諸活動における非物的価値の増大をいう。具体的には、第三次産業のような、物的な価値ではなく、主として行為に価値を置く業種が拡大する状況をいう。
35		再開発 さいかいはつ	都市において、人口の集中による過密化と不合理な土地利用により生ずる都市機能の低下、環境の悪化に対応するため、工場分散、流通業務の再配置、都市施設の整備等都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、もって良好な市街地環境の創造、都市の安全性の確保、計画的な住宅の供給、住民生活の改善・向上等の公共の福祉に寄与することをいう。
36		災害 さいがい	暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する原因(放射性物質の大量放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故)により生ずる被害をいう。
37		再生可能エネルギー さいせいかのうえねるぎー	太陽光や太陽熱、風力、水力、バイオマスなど、一度利用しても比較的短期間に再生が可能で、資源が枯渇しないエネルギーのこと。発電時や利用時に二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギー。

No.	語句	解説
38	里地里山 さとちさとやま	奥山自然地域と都市地域の間位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域。集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念。
39	産業・物流インフラ さんぎょう・ぶつりゅういんふら	産業集積を促進するための工場、事業場、人材育成施設、物流施設等の基盤をいう。
40	市街地 しがいち	本計画では、国勢調査の定義による人口集中地区(DID)をいう。
41	自然維持地域 しぜんいぢちいき	人為的な影響が弱い又は非恒常的であることから、自然が良好な状態で維持されてきた地域であり、かつ、その自然が優れた属性を有しており、今後ともその優れた自然環境の維持を図るべき地域。
42	自然環境保全基礎調査 しぜんかんきょうほぜんきそちようさ	自然環境の保全を図るため、自然環境保全法に基づき実施される調査。
43	自然的土地利用 しぜんてきとちりよう	本計画では、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川、海浜などの土地利用をいう。都市的土地利用、農林業的土地利用以外の土地利用。
44	住宅ストック じゅうたくすとく	既存のものあるいは新規に供給されることで蓄積される住宅全体をいう。
45	諸機能 しよきのう	本計画では、行政の中核、災害対応の拠点、病院、生産・物流拠点、エネルギー施設等の社会経済上、重要な役割を果たす機能をいう。これらが被災すると、災害発生時の応急対応やその後の復旧・復興に影響が及ぶこととなる。
46	所有者の所在の把握が難しい土地 しよゆうしゃのしよざいのはあくがむつかしいとち	不動産登記簿等の所有者台帳により、所有者が直ちに判明しない、判明しても所有者に連絡がつかない土地。
47	親水空間 しんすいこうかん	地域住民等が河川、海岸、水路等の水に親しむことができる場を立体的、空間的に呼称したもの。
48	侵略的外来種 しんりやくてきがいらいしゆ	外来種のうち、我が国の生態系、人の生命・身体、農林水産業等への被害を及ぼす又は及ぼす恐れがあるなど、特に侵略性が高く、自然状態では生じ得なかった影響をもたらすもの。
49	森林吸収源対策 しんりんきゅうしゅうげんたいさく	温室効果ガス吸収源対策のうち、森林による吸収量を確保するための対策であり、健全な森林の整備、保安林等の適切な管理・保全等の推進、木材及び木質バイオマス利用の推進等の総合的な取組をいう。
50	森林資源の循環利用 しんりんしげんのじゅんかんりよう	先人が植えて育てた森林から収穫した木材を建築用材等として利用し、その販売収益を用いて伐採跡地に次の森林を植えて育て、さらに将来の世代がその森林から木材を収穫して利用する、といった「植える⇒育てる⇒使う⇒植える」というサイクルのこと。 ※ 森林資源…資源としてみた場合の森林。原料・材料をはじめ、保養休養、森林環境教育など人間にとっての利用価値の意味を含めた用語。
51	水系 すいけい	地表の水の流れの系統。河川の本流及び支流に加え、人工的に開削された水路、運河なども含む流域全体にわたる網の目のような水流組織をいう。
52	生活環境 せいかつかんきょう	日常生活の安全性、住宅の快適性、自然の豊かさ、文化活動の活発さや交流機会の多さなど、日常生活をとりまく環境をいう。
53	生活関連施設 せいかつかんれんしせつ	学校、病院、公民館、公園、図書館等の教育、厚生、福祉、文化施設、スーパーマーケット、食堂等の消費施設、交通施設、その他の都市基盤施設をいう。
54	生態系サービス せいたいけいきーびす	人々が生態系から得ることのできる便益のこと。食料、水、木材、繊維、燃料等の「供給サービス」、気候の安定、水質の浄化等の「調整サービス」、レクリエーションや精神的な恩恵を与える「文化的サービス」、栄養塩の循環や土壌形成、光合成等の「基盤サービス」等がある。
55	生態系ネットワーク せいたいけいねっとわーく	保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、生息・生育空間のつながりや適切な配置を考慮した上で、これらを有機的につないだネットワークのこと。エコロジカル・ネットワークともいう。
56	生物多様性 せいぶつたようせい	生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。(生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとされている。)

No.		語句	解説
57	た行	大規模集客施設 だいきぼしゅうきやくしせつ	都市計画法の特定大規模建築物と同義。床面積1万㎡超の店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場等。
58		地域材 ちいきざい	一定の地域内(必ずしも同一県内に限らない)において生産、加工、流通される木材。
59		地域産業 ちいきさんぎょう	本計画では、その地域の特性に応じて立地し、地域の経済社会に密接な係わりを有する産業をいう。(広義にはその地域に存在するすべての産業をいう。)
60		地域資源 ちいきしげん	県土資源(土地、水、自然等)に人的資源、伝統文化、地域の農林水産物等を加えたもの。
61		地域防災拠点 ちいきぼうさいきょてん	災害時に災害対策活動の拠点となる施設のうち、地域レベルのもの。
62		地下空間 ちかくうかん	地下街、地下貯蔵庫等に利用されている、地下に形成された、又は形成される空間。
63		治山施設 ちさんしせつ	土砂崩壊や土砂流出、地すべり等を防止するために設置される堰堤等の施設。
64		治水施設 ちすいしせつ	洪水、高潮等による災害の発生を防止し、河川が適正に利用され、流水の正常な機能を維持増進するための堤防、ダム、砂防施設等。
65		地籍整備 ちせきせいび	地籍調査等により、土地の区画(一筆)毎の境界、面積等を明確にすること。
66		中山間地域 ちゅうさんかんちいき	一般的には、平野の周辺部から山間部に至るまとまった平坦な耕地が少ない地域のこと。山口県では、地域振興5法(離島振興法、山村振興法、半島振興法、特定農山村法、過疎地域自立促進特別措置法)の適用地域又は農林水産省の農業地域類型区分による山間農業地域、中間農業地域のいずれかに該当する地域を指す。
67		テーマツーリズム てーまつーりずむ	テーマ性が強く、これまで観光資源としては気付かれていなかったような地域固有の資源を新たに活用し、体験型・交流型の要素を取り入れた旅行の形態。例として、エコツーリズム、グリーンツーリズム、文化観光、産業観光など。
68		都市 とし	人口が密集して生活、生産活動を展開している地域。
69		都市化 としか	人々の生活、居住形態が都市的なものに変化していくこと。
70		都市構造 としこうぞう	都市の輪郭、街路網、土地割、家屋密度、建造物等から構成される形態構造、都市の内部地域、外縁地域あるいは管理業務地域、商業地域、工業地域、住宅地域等から構成される機能地域構造など、都市の空間的な地域構造をいう。
71		都市施設 とししせつ	都市計画法第11条第1項に掲げる施設。道路、公園、水道、河川、学校、病院、市場、一団地の住宅施設、一団地の官公庁施設、流通業務団地等。
72		都市的(な)土地利用 としてき(な)とちりょう	住宅地、工業用地、事務所、店舗用地、一般道路等、主として人工的施設による土地利用をいう。
73		土壌汚染調査 どじょうおせんちょうさ	土壌汚染対策法(第3条、第4条又は第5条)に基づき、使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場等の敷地であった土地等において行う土壌の特定有害物質による汚染の状況に関する調査。土地所有者、管理者又は占有者が環境大臣指定の調査機関に依頼して行う。
74		土地の高度利用 とちのこうどりょう	都市部において、有効な空地の確保、一定以上の敷地規模の確保などにより良好な市街地環境を形成し、土地を効率的に利用すること。 都市計画法第9条に、建築物の敷地等の統合を促進し、小規模建築物の建築を抑制するとともに建築物の敷地内に有効な空地を確保することにより、用途地域内の土地の高度利用と都市機能の更新とを図ることを目指した地域地区として、「高度利用地区」が定められている。

No.		語句	解説
75	な行	内水 ないすい	河川の水を「外水」と呼ぶのに対して、堤防で守られた内側の土地(人がすんでいる場所)にある水を「内水」と呼ぶ。豪雨時に堤内地に雨水がたまって氾濫することを内水氾濫といい、これにより家屋や耕地が浸水する被害を内水被害という。
76		南海トラフ地震 なんかいとらふじしん	南海トラフ(※)及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震。 ※ 南海トラフ…静岡県の駿河湾から九州東方沖までの約700kmにわたって続く深い溝状の地形。
77		二次的自然 にじてきしぜん	農林業的土地利用が行われている地域の自然に代表される、人間の働きかけと自然の循環システムとの相互関係によって形成された半人工的な自然。
78		二地域居住 にちいききよじゅう	都市住民が農山漁村などの地域にも同時に生活拠点を持つライフスタイル。
79		熱環境改善 ねつかんきょうかいぜん	緑地、水面等を効率的に配置及び人工排熱を低減することにより、ヒートアイランド現象を改善すること。
80		農業生産基盤 のうぎょうせいさんきばん	農業生産に必要な農地、採草放牧地、農業用排水施設、農道等の固定資本(土地に固定された施設の蓄積)をいう。
81		農業用排水施設 のうぎょうようようはいすいしせつ	食料生産の基盤である農業用水の安定的供給や洪水による農業被害を防ぐための排水等のためのダム、頭首工(農業用水を取水するため、河川に造られた堰や取り入れ口及び付帯施設などの施設の総称)、用排水路、用排水機場等のこと。
82		農山漁村 のうさんぎょそん	自然的地域のうち、農林漁業の営みによる人為的な影響が強く、また恒常的であるため、自然の循環システムがやや変節した形で機能している地域。またこの場合、住宅が密集している集落等も含まれる。
83		農地中間管理機構 のうちのちゅうかんかんりきこう	農地の集積や集約化を推進するため、耕作を続けることが難しくなった農地を借り受け、認定農業者や集落営農法人等の意欲ある担い手に貸し付けを行う機関で、各都道府県に1つ設置。
84		農道 のうどう	農産物及び営農資材の輸送並びに営農活動の効率化のため、農村地域に設けられた道路。本計画では、ほ場内農道及びほ場外で「市町村道路台帳」に記載された道路をいう。
85		農地の集積・集約 のうちのしゅうせき・しゅうやく	農業の競争力強化等のため、「所有」、「借入」等により、農地を担い手に集め、経営耕地面積を拡大すること(=集積)、さらに、担い手が連続して作業可能となるように農地をまとめて面的集積を進めること(=集約)。
86		農林業的土地利用 のうりんぎょうてきとちりりよう	主として農業又は林業生産活動の用に土地を利用すること。農地、採草放牧地、森林(自然環境の保全を旨として維持すべき森林を除く。)、農道、林道等が該当。
87	は行	バイオマス(バイオマスエネルギー) ばいおます(ばいおますえねるぎー)	生物資源((bio)の量(mass)を表す概念。再生可能な生物由来の有機性資源で、石油などの化石資源を除いたもの。
88		ハザードマップ はざーどまっぷ	発災区域から避難することを主な目的として、避難するために必要な災害情報、避難情報などの各種情報を分かりやすく地図などに表示したもの。 津波、高潮、洪水、土砂災害などのハザードマップがある。
89		ビオトープ びおとーぷ	「生物の生息する場所」という意味のドイツ語。「自然の状態で多様な動植物が生息する環境の最小単位」をいう。
90		文教施設 ぶんきょうしせつ	学校、図書館等、教育・文化の向上に資する施設。
91		閉鎖性水域 へいさせいすいいき	湖沼・内湾・内海など水の交換が悪い水域。一般に水質汚濁が進行しやすい。
92		保安林 ほあんりん	水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全・形成などの公益的機能を高度に発揮させるため、森林法に基づき指定された森林(全部で17種類)。保安林に指定されると、こうした機能が失われないように、立木の伐採や開発行為などが制限される。一方で所有者等には免税等の優遇措置が講じられている。
93	ま行	まちなみ景観 まちなみけいかん	都市の建築物、街路などそれを中心に形成される景観。

No.		語句	解説
94		水インフラ みずいんぷら	貯留から利用、排水に至るまでの過程において水の利用を可能とする施設(河川管理施設、水力発電施設、農業水利施設、工業用水道施設、水道施設、下水道施設等)全体を指す。
95		水環境 みずかんきょう	水を中心に捉えた環境。水質、水量、水生生物、水辺地を含む概念。この場合の環境とは、特に人間に豊かな恵みをもたらすものとして捉えている。
96		水資源開発 みずしげんかいはつ	通年、安定的に供給できる水の量を増加させること。ダムや河口堰等により貯水池を作り、そこに貯めた水を河川の流量が少ない時期等に放流して水供給の安定化を図る。これらの施設及び貯水池のための用地が必要となる。
97		水辺空間 みずべくうかん	川辺、湖畔、海岸等水際の空間。
98		面源負荷 めんげんふか	汚濁物質の排出ポイントが特定しにくく、面的な広がりを有する市街地、農地、森林などからの負荷。河川等の汚れの原因となる。⇔点源負荷
99	や行	野生鳥獣(による)被害 やせいちょうじゅう(による)ひがい	野生鳥獣による農林水産業、生態系、生活環境等への被害。
100		山口県国土強靱化地域計画 やまぐちけんこくどきょうじんかちいきけいかく	大規模な自然災害に備えた防災・減災を着実に推進するため、国土強靱化基本法に基づき、強靱化に向けた取組の指針として、平成28年3月に策定。
101		やまぐち元気生活圏 やまぐちげんきせいかつけん	中山間地域の集落機能を持続可能なものに活性化し、底力のある地域を創るため、基幹的集落(※)を中心とする複数集落で構成し、日常生活に必要なサービス等を拠点化・ネットワーク化した「基礎生活圏」を形成するとともに、近隣都市とも連携しながら、この生活圏を核に地域産業の振興や人口定住の促進を目指す、本県独自の構想。 ※ 基幹的集落…行政機関や医療、教育、生活サービス関連の施設が立地していたり、交通の要衝や道路の結節点であることなどにより、その生活圏の中心となっている集落。
102		やまぐち森林づくり県民税 やまぐちしんりんづくりにんみんぜい	県土保全や水源かん養など多面的な機能を有する森林を県民共通の財産として次世代に引き継ぐため、荒廃した人工林の再生や繁茂竹林の整備、ボランティア活動に対する支援などを目的に、平成17年度に導入した本県独自の税制度。
103		優良農地 ゆうりょうのうち	集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象となった農地等、良好な営農条件を備えた農地。
104		要配慮者利用施設 ようはいりょしやりようせつ	市町村地域防災計画に定める、要配慮者(高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦など、災害時において特に配慮を要する人)が利用する施設(社会福祉施設、医療施設、学校等)をいう。
105	ら行	ライフライン らいふらいん	電気、ガス、上下水道、交通、通信など、生活の幹線となるもの。
106		流域 りゅういき	水系を取り囲む分水嶺で区画された範囲(=集水域(降水が川に集まる範囲))。
107		緑地 りょくち	樹林地、草地、水辺地等が単独で、又は一体となって、良好な自然環境を形成しているものをいう。
108		林道 りんどう	林産物の輸送など、森林の管理・経営の改善のために、森林の内外を通じて築設された道路。本計画では、国有林道及び民有林道の両者のうち、林道規定(林野庁長官通達)第4条に定める自動車道及び軽車道をいう。
109		6次産業化 ろくじさんぎょうか	農林漁業者が、1次産業としての生産に加え、2次産業としての製造業、3次産業としてのサービスや販売業を総合的に展開することで新たな付加価値を生み出し、所得の向上や地域雇用の創出により、農山漁村地域の活性化を目指す取組のこと。
110		路網整備 ろもうせいび	間伐や除伐など森林の整備や管理が効率的かつ効果的に行われるよう、林道(林業専用道を含む。)や森林作業道等を整備すること。